

「外車の見積りガイド」 レンタル申込書

岐阜車協事務局 F A X 0 5 8 - 2 7 0 - 0 8 2 1

岐阜車協組合員記入欄

申込日 令和 年 月 日

メーカー		支部名	
車名		組合員名	
型式		送先住所	
年式		T E L	
お届け 希望日	月 日	F A X	

岐阜車協組合事務局記入欄

組合事務局	出荷	返却	上段：タイトル、下段：違約	最終確認者印
月 日	/	/		管理No.
確認者印				

- ① 岐阜車協専用「外車の見積りガイド」レンタル申込書に必要事項を記載して、岐阜車協へFAXする。(電話受付は致しません)
- ② 岐阜車協が「見積りガイド」を確認して、申込者に「該当車種の在庫状況(保管・欠品)」を電話で返事する。(著作権厳守のこと)
- ③ 岐阜車協が「見積りガイド」を発送する。
- ④ 利用組合員は「外車の見積りガイド」が届いた日より5日間利用できる。
- ⑤ 5日目に郵便ポストへ返却する。(レターパック往復送料740円など)
- ⑥ 岐阜車協より毎月20日頃にて、納品伝票と請求書を28日頃に送付します。

見積ガイド(ミッチェル)レンタルシステム利用規約

本規約は、「外車の見積りガイドのレンタルシステム」を利用するにあたり遵守いただく事項を定めたものであり、本サービスの見積りガイドを貸出する岐阜車協事務局(以下「事務局」と利用を承認された方(以下「利用組合員」といいます)との間の一切の關係に適用されます。

第1条 (レンタルサービス)

1. 本サービスとは、外車見積りガイドのレンタルシステムと称します。
2. 本サービスは、申込された見積りガイドを利用組合員に発送します。見積りガイドは、事務局より配送されます。
3. 利用組合員は、見積りガイドを返送する場合、定めた方法で行うものとします。

第2条 (利用者の本規約の遵守)

利用組合員は、本サービスの利用に関して、本規約の全てに従うものとします。

第3条 (利用料金と支払方法)

1. 本サービスの利用料金は月毎に利用組合員の申込冊数に応じて送料が発生します。
2. 本サービスの利用料金は組合より請求書が送付され指定日までに振込むものとします。

第4条 (延滞料金)

利用組合員は、レンタルサービスを利用するにあたり返却期日(7日後)までに見積りガイドを返却するものとする。返却できない場合は延滞料金(1日500円)を支払うものとします。

第5条 (レンタル商品の紛失または損傷)

利用組合員は、貸出を受けた見積りガイドを紛失または損傷した場合、直ちに事務局に届け出るものとします。

第6条 (違約金)

利用組合員は、以下の各号のいずれかに該当する場合、次項の違約金を事務局へ支払うものとします。

- (1) 利用組合員が運搬中または保管中に発生した事故・盗難・火災等によって見積りガイドが紛失・破損した場合
- (2) その他、見積りガイドの紛失・破損が、利用組合員の故意・過失によるものであると判断した場合

第7条 (サービス転用の禁止)

利用組合員は、見積りガイドを、次の各号で定める目的または方法により使用することができません。

- (1) 譲渡または質入その他担保に供すること
- (2) 複製すること
- (3) 転貸または第三者に提供もしくは使用させること